

保護者の皆様

神栖市教育委員会教育長 木之内 英一

今後の学校の教育活動における対応について（5月8日～）

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
さて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症移行するとされており、このことを受け、本市小中学校における対応を下記の通りお知らせいたします。
つきましては、児童生徒及び保護者の皆様にも対応についてのご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 **学校の感染症対策**について

(1) 児童生徒等への指導及び学校の対応について

- 清潔なハンカチ・ティッシュ（必要に応じてマスク）等の持参を呼び掛けます。
- 手洗いや咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策を引き続き実施いたします。
- 学校の教育活動に当たっては、**基本的にマスクの着用を求めません**が、登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合や医療機関や高齢者施設等を訪問する場合には、施設のルールに従うなど、着用を推奨します。
- 身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスのとれた食事」を心掛けるよう指導します。
- 換気の確保に引き続き取り組みます。
- 日常的な消毒作業は行わず、清掃活動により、清潔な空間を保てるようにします。
- 給食時は前後の手洗いを指導します。また、会食での「黙食」は必要とせず、飛沫を飛ばさないように指導します。
- 学校内にて感染流行が懸念された場合には、身体的距離の確保として「近距離」、「対面」、「大声」での発声や会話は控えるようにし、マスクの着用を呼び掛けたり、臨時休校や学級閉鎖等の対応を市教育委員会と相談して決定いたします。休校等の措置を講じる場合には、メールや文書にて学校よりお知らせいたします。

(2) 児童生徒等の健康観察について

- 従前の**毎日の体温チェックや提出等は今後は不要**となります。欠席等につきましては、学校へお知らせください。
- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには自宅での休養や受診を勧めさせていただきます。ただし、軽微な症状による**一律の登校制限や自己検査等は求めません**。

2 **出席停止等の取扱い**について

(1) 感染が確認された児童生徒

- 出席停止となります。

(2) 感染している疑いや感染する恐れのある児童生徒

- 学校へご相談ください。状況により出席停止の措置を講じます。

(3) 濃厚接触者について

- **濃厚接触者の特定は行われない**こととなりますので、行動制限及びその協力要請は行いません。

(4) 感染が確認された児童生徒の出席停止の期間

- **「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」と**なります。（発症した日や軽快した日は、その日数に含めません。）

- 出席停止解除後、**発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨**させていただきます。

(5) 感染が不安で休ませたい場合

- 学校へご相談ください。事情を伺い、合理的な理由があると判断できる場合には、欠席とはしません。

3 その他

- 学校では、児童生徒の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導してまいります。ご家庭でも人権に配慮した対応をお願いいたします。

<問合せ先>

神栖市教育委員会

学務課 77-7347

教育指導課 77-7431